

PCB使用安定器等分別仕分け作業仕様書

1. 目的

本作業は、一宮市財務部管財課が保管するポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という）を含有する照明器具用安定器及び安定器用コンデンサ等（以下「安定器等」という）について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という）に搬入荷姿登録を行うための仕分け分離減容化を実施すること及び安定器等と容器のPCB汚染分析を行う事を目的とする。

2. 作業場所

一宮市役所本庁舎 地下1階

3. 作業期間

契約の日から令和元年9月20日まで

4. 対象物及び数量

安定器及びコンデンサ ※詳細は別紙「PCB廃棄物一覧」のとおり

保管はドラム缶容器 2 缶に保管されている。

なお上記個数と重量には増減があるものとし、現場における計量をもって確定値とする。

また、ドラム缶容器及び本作業で発生したその他の PCB 汚染物も本作業の対象とする。

ただし、現場における計量の結果、上記個数と重量が増加した場合でも手数料の増額は行わない。

5. 作業内容

本作業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）に基づき実施する。

本作業の実施に当たっては、本仕様書によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）（昭和45年12月25日）、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月）、低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法、環境省通知「PCBが使用された廃安定器の分解又は解体について」（環境産廃第14091618号）、労働安全衛生法、厚生労働省通知「作業環境評価基準の一部改正」（基発第0331024号）、「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策」（基発第0210005号）等関連法令及びJESCOが公表している要領等を遵守し、安全かつ適正に実施すること。

また、必要に応じて関係部署に問い合わせる等して、本作業を遂行すること。

①仕分け分離減容化作業

(1) 安定器の仕分け

保管している安定器等については、安定器、取り外しによって発生する照明器具用コンデンサ並びに保管容器に通し番号のラベルを貼付し、作業前後での数量の一致と最終保管までのトレーサビリティの確保を管理できるようにすること。

PCB不含有安定器が含まれている可能性があるため、型式等を調査し製造会社等へ照会する等、安定器等の選別・分別を行うこと。

PCB不含有安定器と選別された場合は、それを証明する書類等を製造会社から入手し、報告書に添付すること。製造会社から不含有（不使用）書類の入手が困難な場合及びコンデンサの有無が目視では確認できない場合は、代わりとなる方法で得た確証（画像等）を添付すること。

PCB含有安定器及びPCB含有コンデンサと判定された場合は、JESCO搬入指定容器に収納すること。

(2) 高濃度 PCB 含有コンデンサの取り外し及びその他の部材の汚染分析

安定器等からコンデンサの分離作業は、環境省通知（環廃産発第 14091618 号）に準拠し行うこと。

安定器等から分離したコンデンサは、その重量を撮影後に JESCO 搬入指定容器に収納すること。

安定器等から分離したコンデンサとその他部材は、作業前と作業後に撮影及び重量測定を行いその記録を残すこと。

安定器等からコンデンサ分離後にコンデンサ以外の部材を環境省測定方法ガイドラインに基づく公定法で分析し、その PCB 濃度に応じて適正な容器に保管し処理すること。

なお、分析試料の代表性の確保については、JISK0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準ずること。

コンデンサ以外の部材の処理は、PCB 含有量分析結果に基づき無害化処理のため適切な容器に収納すること。

6. 作業責任者

本作業の実施にあたっては、乙種第四類危険物取扱主任者、又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者の資格を有し、PCB 使用安定器等の分別実績がある作業責任者を配置し専任とすること。

7. 作業計画書

作業責任者は本作業の実施に先立ち実施体制、実施工程、作業担当者が有する資格、緊急連絡先及び仕分け分離作業に必要な不可欠な事項を取りまとめた作業要領書を作成し、市の承諾を受けること。

8. 作業条件

本作業の実施日・時間帯は土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時 00 分より午後 5 時 00 分までとする。ただし、本作業の都合上やむを得ない場合は、事前に作業内容を報告し市の承諾を得た後に行うこと。

9. 作業の安全衛生管理

①作業場所の安全衛生に関する管理は、「PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策」（厚生労働省）及び関係諸法令等に従い適切に行うこと。

②本作業を実施する際は、身分証明書を携帯、名札、腕章等を付け、作業に適した服装及び履物を着用して実施すること。

③本作業実施時において、災害または公害若しくは重大な障害が発生した時は、速やかに適切な措置を行い、その経緯を直ちに市に報告すること。

④受託者はコンデンサを破損するなど PCB 漏れ等の事故を発生させないように十分な措置を講じること。

万一 PCB 漏れ等の発生若しくはおそれがある場合は、速やかにウエス等で汚染部分を拭き取り、洗浄による汚染の除去等をおこない、その他汚染が広がらない措置を講じ市に報告すること。

⑤安定器等を目視で外観を検査し、にじみや漏れ等が無い事を確認すること。

にじみや漏れ等が確認された場合は、漏えい拡散対策等の処置を行い JESCO 搬入指定容器に入れ保管すること。

10. 危険防止の措置等

- ①脚立や折りたたみ梯子等により高所作業を行う場合は、ヘルメット（安全帽）等を着用すること。
- ②PCB を取り扱う各作業の際は、防護メガネ、手袋等の適切な安全措施を取ること。

11. 養生等

作業に際しては必要な養生を行い、既存建物及び機器等に破損または損傷を与えないよう十分に注意すること。

万一損傷等を与えた場合は、市に速やかに報告し、その指示に従い現状を修復すること。
ただしその費用は受託者の負担とする。

12. 届出等

受託者は本作業の実施にあたり、市と協議の上、必要に応じて関係官庁と事前協議を行い、必要な届出がある場合には遅滞無く届出を行うこと。

なお、届出等に要する費用は受託者の負担とする。

13. 保守義務

契約図書及び貸与資料等を、本作業の実施のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。

また本作業の遂行上知りえた内容を漏洩してはならない。

14. 作業の検査

受託者は契約書に基づき、作業終了時に市の立会いの下に完了検査を受けること。後日、作業報告書（作業成果品）を提出すること。

15. 作業報告書（作業成果品）

作業成果品は以下の物を提出すること。 ※任意の書式

①安定器等の仕分け分離作業の報告書

本業務の進捗を確認できる画像、PCB 不含有の判別根拠となる資料、マニフェスト等

②PCB 汚染分析結果報告書

計量証明事業登録を持った事業者による。

③仕分け分離後の処理計画書（処理費用も含む）

高濃度 PCB 汚染物処理計画（参考見積書含む）

低濃度 PCB 汚染物処理計画（参考見積書含む）

16. その他

本作業により、作業前の PCB 含有安定器重量より 60%以上重量を減らすよう努めること。万一、減量分が 35%に満たない場合は、35%を下回る部分に対し 1kg 当たり 28,000 円（税別）を市に支払うこと。